

第5章 教育・保育の内容と供給体制

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の枠組み

平成27年度より実施された「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市や国が実施主体となり、社会保障制度の一つとして行われています。

また、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

子ども・子育て支援新制度の枠組み

区分		施設・事業等の内容
子ども・子育て支援給付	【子どものための教育・保育給付】 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等に係る共通の財政支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、給付する仕組み 【施設型給付】 幼稚園・認可保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付 【地域型保育給付】 市が認可する定員 19 人以下の保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用するための給付
	【子育てのための施設等利用給付】 子育てのための施設等の利用に係る支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み ・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・幼稚園の預かり保育 ・認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）） ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	【地域子ども・子育て支援事業】 地域の実情に応じた子育て支援（市主体）	子ども・子育て支援法に基づき、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業
	【仕事・子育て両立支援事業】 仕事と子育ての両立支援（国主体）	・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(2) 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

対象事業		量の見込み算出	市で該当する事業
■子どものための教育・保育給付			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定②		○	保育所(園)、認定こども園
保育認定③	3号認定	○	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
延長保育事業		○	延長保育事業
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ、トワイライトステイ※
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園型		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病児対応型、病後児対応型
子育て援助活動支援事業		○	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		—	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		—	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		—	乳幼児家庭全戸訪問事業
実費徴収に係る補足給付事業		—	(令和元年10月より開始)

※ 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見込むこととなりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

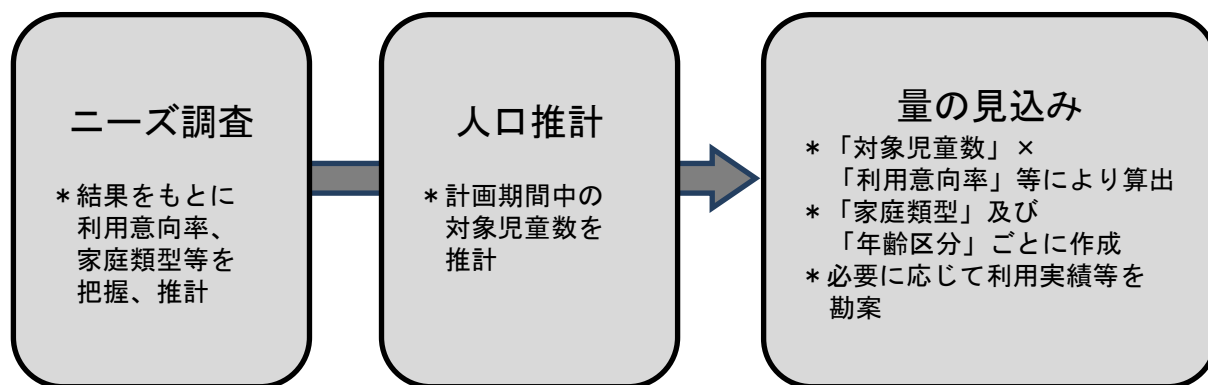
(3) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、平成30年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、量の見込みを定めます。

量の見込み算出のイメージ



2 教育・保育提供区域の設定

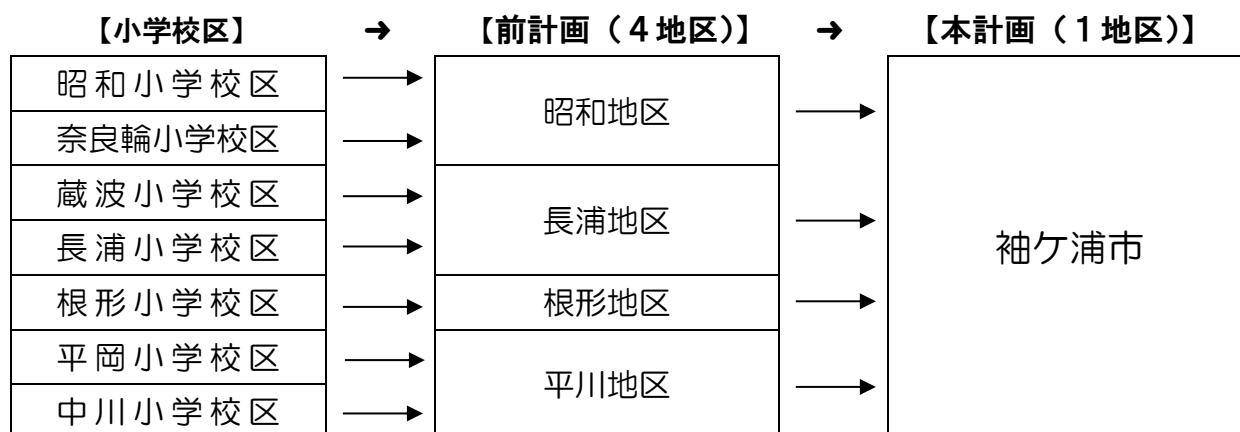
教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン」においては、昭和・長浦・根形・平川の4地区を設定しています。

一方で、教育・保育施設の整備計画は、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に基づいて設定されます。提供区域を細分化した場合、供給が需要を上回った区域では、新たな施設を認可・認定しないことができますが、実際には、駅前など交通の便が良い地域では、他の地区から入所を希望するケースがあります。

このようなことから、本計画では、今後の人口動態の変化やより柔軟な施設整備に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定することで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応することを目指します。

袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



3 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育認定

①保育の必要性に応じた支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（子ども・子育て支援法第19条等）。

この認定については以下の3とおりとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

②保育の必要性の認定における就労下限時間の設定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

本市では、保育短時間認定における就労時間の下限の設定について、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。

（２）市内施設と市外施設、市内利用者と市外利用者及び認可外保育施設

教育・保育については、その性質上、市内の施設と市外の施設を利用することが可能です。そのため、本市にお住まいで市外の施設を利用する方や、市外にお住まいでも条件により市内の施設を利用される方がいます。

本市にお住まいで市外の施設を利用される方の状況は以下のとおりです。

市内居住者の市内・市外の利用の割合

認定区分	市内・市外の別	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
3号認定・ 2号認定(保育)	市内の施設利用	1,007 人 (96.6%)	1,048 人 (96.8%)	1,235 人 (97.5%)	1,292 人 (96.9%)
	市外の施設利用	35 人 (3.4%)	35 人 (3.2%)	32 人 (2.5%)	42 人 (3.1%)
2号認定(教育)・ 1号認定	市内の施設利用	624 人 (75.8%)	628 人 (76.1%)	636 人 (75.6%)	612 人 (77.2%)
	市外の施設利用	199 人 (24.2%)	197 人 (23.9%)	205 人 (24.4%)	181 人 (22.8%)

3号認定・2号認定（保育）の市外から市内の施設を利用する人については上記で示す「市外の施設利用」と同程度であるため、3号認定・2号認定（保育）については量の見込みについて差がないものと推計します。

一方、2号認定（教育）・1号認定については、市外から市内の施設を利用する人について、上記の「市外の施設利用」と差があるため、ニーズとして算出された値の80%を市内の確保に必要な「見込み量」として推計します。

なお、市内の認可外保育施設は、長浦地区に3箇所あり、いずれも事業所での保育を行っていることから、教育・保育の確保方策には含めないこととします。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を基に算出した、各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位：人

	年齢		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		
	認定		3号認定		2号認定		1号認定
令和2年度	推計児童数		578	1,123	1,748		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	130	568	914	109	519
		(保育利用率)	22.5%	50.6%	52.3%		
	確保方策	特定教育・保育施設	123	380	827	300	
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	22	60			
	確保方策合計(B)		145	440	827	840	
差 (B－A)		15	▲128	▲87	212		
令和3年度	推計児童数		574	1,134	1,774		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	135	587	935	110	526
		(保育利用率)	23.5%	51.8%	52.7%		
	確保方策	特定教育・保育施設	129	402	875	300	
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	27	74			
	確保方策合計(B)		156	476	875	840	
差 (B－A)		21	▲111	▲60	204		
令和4年度	推計児童数		569	1,154	1,709		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	138	611	910	106	508
		(保育利用率)	24.3%	52.9%	53.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,010	300	
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,010	840	
差 (B－A)		40	▲43	100	226		
令和5年度	推計児童数		562	1,136	1,717		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	143	611	921	106	509
		(保育利用率)	25.4%	53.8%	53.6%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,010	300	
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,010	840	
差 (B－A)		35	▲43	89	225		
令和6年度	推計児童数		552	1,113	1,704		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	146	609	923	106	506
		(保育利用率)	26.4%	54.7%	54.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	155	526	1,085	300	
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		187	614	1,085	840	
差 (B－A)		41	5	162	228		

（４）確保方策の考え方

① 3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【0歳児、1・2歳児】

0歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いため、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、母親で「子どもが1歳になるまで育児休業を取得したい」という回答者を控除した後、申込率を補正して算出した値を量の見込みとしています。

また、1・2歳児については、近年の利用実績を鑑み、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、申込率を補正して算出した値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、私立認可保育所及び小規模保育事業等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

② 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

2号認定子ども（保育の必要性の認定を受けた3～5歳児）については、近年の利用実績の推移及び教育・保育無償化の影響を踏まえた上で、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、申込率を補正して算出した数値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、小規模保育事業の受け皿や教育・保育無償化に伴う今後のニーズの増加に備え、私立認可保育所等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

③ 1号認定（幼児期の学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）及び2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

1号認定子ども（幼児期の学校教育を希望し認定を受けた3～5歳児）及び2号認定子ども（幼児期の学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた3～5歳児）については、市外教育・保育施設の利用状況を鑑み、国が示した方法に従って算出したニーズ量の80%を市内の確保に必要なニーズ量として推計した数値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、幼稚園の認定こども園への移行や一時預かり（幼稚園型）事業実施体制の整備等を検討します。

また、小規模保育事業を利用している児童の卒園後の受け皿として、幼稚園における時間外保育や土曜保育の拡充について検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、国が示した方法に従って算出しました。

○現在、家庭的保育（みらいっ子るーむ）を除くすべての保育所（園）、認定こども園、小規模保育で実施しています。今後、令和2年度から令和6年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する予定です。

○引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人（年間の実利用者数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	911	920	907	901	889
確保方策(B)	920	930	950	950	960
差(B-A)	9	10	43	49	71

（２）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 放課後児童健全育成事業については、市内の小学校区（７校区）ごとに実施されています。
- 低学年と高学年を合わせた全体のニーズは急激ではないものの増加傾向にあるため、量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、利用実績の推移を勘案して補正し、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業により児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区の利用増分（20人/年）を加えて算出しました。
- 奈良輪小学校区については、新たな放課後児童クラブの整備により対応していきます。また、今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ、新・放課後子ども総合プランの推進を踏まえた総合的な観点から検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	215	200	193	205	216
	2年生	151	176	189	186	195
	3年生	138	134	152	161	168
	低学年計	504	510	534	552	579
	4年生	105	80	77	78	85
	5年生	54	78	75	74	74
	6年生	42	44	59	64	65
	高学年計	201	202	211	216	224
	合計(A)	705	712	745	768	803
確保方策(B)		800	800	920	920	920
差(B-A)		95	88	175	152	117

（注）小学校区別の量の見込みの合計

〔提供区域別の量の見込みと確保方策〕

単位：人（月当たりの実利用者数）

昭和小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	37	35	34	34	36
	2年生	30	32	34	34	34
	3年生	32	29	31	31	32
	低学年計	99	96	99	99	102
	4年生	17	15	14	13	14
	5年生	11	13	14	14	13
	6年生	12	10	12	13	13
	高学年計	40	38	40	40	40
合計(A)		139	134	139	139	142
確保方策(B)		155	155	155	155	155
差(B-A)		16	21	16	16	13

単位：人（月当たりの実利用者数）

奈良輪小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	42	46	50	55	62
	2年生	21	30	40	45	49
	3年生	18	17	21	26	30
	低学年計	81	93	111	126	141
	4年生	17	17	17	20	23
	5年生	7	12	15	17	18
	6年生	7	7	9	9	10
	高学年計	31	36	41	46	51
合計(A)		112	129	152	172	192
確保方策(B)		80	80	200	200	200
差(B-A)		▲32	▲49	48	28	8

単位：人（月当たりの実利用者数）

蔵波小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	66	55	50	52	54
	2年生	43	52	54	50	52
	3年生	41	40	46	48	50
	低学年計	150	147	150	150	156
	4年生	34	22	21	21	21
	5年生	17	24	21	19	20
	6年生	9	12	18	20	20
	高学年計	60	58	60	60	61
合計(A)		210	205	210	210	217
確保方策(B)		280	280	280	280	280
差(B-A)		70	75	70	70	63

単位:人(月当たりの実利用者数)

長浦小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	34	28	25	28	27
	2年生	22	28	27	25	26
	3年生	19	19	23	25	25
	低学年計	75	75	75	78	78
	4年生	14	11	10	10	11
	5年生	8	11	11	10	10
	6年生	8	8	9	10	10
	高学年計	30	30	30	30	31
	合計(A)	105	105	105	108	109
確保方策(B)		120	120	120	120	120
差(B-A)		15	15	15	12	11

単位:人(月当たりの実利用者数)

根形小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	16	14	12	14	14
	2年生	15	14	14	12	13
	3年生	8	11	13	13	12
	低学年計	39	39	39	39	39
	4年生	10	7	6	5	6
	5年生	3	7	6	6	5
	6年生	3	2	4	5	5
	高学年計	16	16	16	16	16
	合計(A)	55	55	55	55	55
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		5	5	5	5	5

単位:人(月当たりの実利用者数)

平岡小学校区(幽谷分校を含む。)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	9	10	10	10	10
	2年生	9	9	9	9	9
	3年生	9	8	8	8	8
	低学年計	27	27	27	27	27
	4年生	5	3	4	4	4
	5年生	4	5	3	3	4
	6年生	1	2	3	3	3
	高学年計	10	10	10	10	11
	合計(A)	37	37	37	37	38
確保方策(B)		45	45	45	45	45
差(B-A)		8	8	8	8	7

単位:人(月当たりの実利用者数)

中川小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	11	12	12	12	13
	2年生	11	11	11	11	12
	3年生	11	10	10	10	11
	低学年計	33	33	33	33	36
	4年生	8	5	5	5	6
	5年生	4	6	5	5	4
	6年生	2	3	4	4	4
	高学年計	14	14	14	14	14
	合計(A)	47	47	47	47	50
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		13	13	13	13	10

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者がいることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 現在、児童養護施設1箇所ショートステイ及びトワイライトステイを実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計(A)	66	66	66	66	66
確保方策	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計(B)	66	66	66	66	66
差(B-A)		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用希望日数が極端に多いものもみられ、利用実績と大きく乖離があるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターを6箇所、なかよし広場を4箇所で実施しています。量の見込みの傾向としては、ほぼ横ばいで推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。
- 今後整備する予定の私立認可保育園については、子育て支援センターの利用状況をみながら新たなセンターを設置していくか検討していきます。
- 平川地区においては、現在吉野田保育所でなかよし広場を実施していますが、今後は、子育て支援センターの設置について検討します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）、箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		30,353	30,538	30,812	30,324	29,716
確保方策 (利用者数)	子育て支援センター	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計(B)	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
確保方策 (箇所数)	子育て支援センター	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
	なかよし広場	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	合計	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
差(B-A)		647	462	188	676	1,284

（５）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、ニーズが過大に推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在、長浦地区の私立幼稚園２箇所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいます。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	998	1,012	976	978	972
	2号認定	11,428	11,578	11,167	11,193	11,121
	合計（A）	12,426	12,590	12,143	12,171	12,093
確保方策（B）		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差（B－A）		574	410	857	829	907

②一時預かり（その他の一時預かり）

保育所（園）で実施している一時預かりや休日保育、登録した会員が利用できるファミリー・サポート・センターのうち、5歳以下の預かり保育に係る利用等の事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となってしまう、過大なニーズが算出されることから、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		7,826	7,947	7,776	7,693	7,529
確保方策	一時預かり	7,500	7,500	7,600	7,600	7,700
	休日保育	400	400	400	400	400
	ファミリー・サポート・センター	90	90	90	90	90
	合計(B)	7,990	7,990	8,090	8,090	8,190
差(B-A)		164	43	314	397	661

(6) 病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、ニーズが過大に推計されていると想定されます。このため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 現在、私立保育園及び認定こども園2箇所で病後児保育、2箇所で病児保育を実施しており、今後の確保方策については、現在の4施設の利用定員及び開設日数で見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	799	794	798	799	806
確保方策(B)	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差(B-A)	2,321	2,326	2,322	2,321	2,314

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。ここでは、就学児を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、量の見込みと確保方策を設定します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者がいることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	264	258	264	266	274
	高学年	231	226	231	234	240
	合計(A)	495	484	495	500	514
確保方策(B)		500	500	500	510	520
差(B-A)		5	16	5	10	6

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、利用者ニーズに応じた多様な事業を提供する上で、よりわかりやすい情報提供が必要となります。量の見込みについては、利用実績を踏まえ、令和元年度現在の実績（3箇所）を量の見込みとしています。
- 現在、子育て世代総合サポートセンター等で相談・助言を行っていますが、今後も潜在的な保育ニーズへの対応が求められることから、地域の保育資源（幼稚園、保育所（園）、認定こども園、一時預かりなど）の情報を収集し、妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(A)	3	3	3	3	3
確保方策	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(B)	3	3	3	3	3

※1 基本型・特定型：専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※2 母子保健型：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

（９）妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、利用実績及び将来人口推計から算出しました。

○定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対 象 者 数	625	618	612	606	600
	延べ受診回数	6,046	5,985	5,925	5,684	5,804
確保方策		実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 量の見込みについては、毎年度の0歳児の推計人口数を確保量として見込み、うち主任児童員の訪問数は近年の実績から15人と見込みました。
- 新生児訪問として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また、新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施します。
- 今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	保健師・助産師による訪問	563	559	554	547	537
	主任児童委員による訪問	15	15	15	15	15
	合計	578	574	569	562	552
確保方策		実施体制：保健師・助産師、主任児童委員				

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者の子どもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○基本指針による参酌標準はありませんが、新規事業であるため、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

- 令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。
- 子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼児期の教育・保育は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第5章の3「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方に基づき、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所（園）も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、千葉県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組みが重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性を考慮し、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、千葉県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

7 新・放課後子ども総合プラン

(1)「新・放課後子ども総合プラン」とは

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型^{※1}を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、新・放課後子ども総合プランとして盛り込むものです。

なお、本市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型又は連携型^{※2}の整備を推進します。

- ※1 一体型…同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの
- ※2 連携型…放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を小学校外で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの

(2)「新・放課後子ども総合プラン」の内容

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

低学年と高学年を合わせた全体のニーズは増加傾向にあります。このため、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業により児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区に、新たな放課後児童クラブを整備するとともに、今後も申し込みに対し適切に対応できる環境を整えます。

【量の見込みと確保方策】

【再掲】

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	215	200	193	205	216
	2年生	151	176	189	186	195
	3年生	138	134	152	161	168
	低学年計	504	510	534	552	579
	4年生	105	80	77	78	85
	5年生	54	78	75	74	74
	6年生	42	44	59	64	65
	高学年計	201	202	211	216	224
	合計(A)	705	712	745	768	803
確保方策(B)		800	800	920	920	920
差(B-A)		95	88	175	152	117

(注) 小学校区別の量の見込みの合計

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度までの目標事業量

令和5年度において、昭和小学校区、長浦小学校区は引き続き一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施することを目標とします。

根形小学校区は令和3年度中に一体型での試行実施の結果を検証し、その後の実施の方向性を検討します。

その他の小学校区については利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

③放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

令和元年度 昭和小学校区、長浦小学校区で一体型を実施

根形小学校区で一体型を試行実施

令和3年度 根形小学校区での一体型試行実施の結果を検証

奈良輪小学校区における一体型の試行実施を検討

その他の小学校区については、放課後子ども教室を安全に運営できるスタッフの確保と、児童の安全確保に係る環境を整備し、利用者のニーズに基づいて計画的に推進

※放課後等に学校の教室等を利用する体験型学習等についても、この整備における子ども教室とみなします。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、子どもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進するため、運営委員会を設置します。

実施にあたっては、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとが活動内容の検討や情報共有を行うために、小学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後子ども教室を実施する際には、安全に児童が移動できるよう、環境を整えます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用方策

今後の学級数の推移の把握に努めながら教育委員会及び福祉部局において、学校施設の活用状況等について協議を行い、学校教育に支障が生じることのないよう留意した上で、余裕教室等の活用促進を図ります。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る連携方策

教育委員会と福祉部局を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブについては、障がい児の受入れを実施しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童の受入れを促進します。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

現状、全クラブ（15クラブ）で午後7時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していきます。

⑨放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

事業の実施主体である福祉部局が、放課後児童クラブの支援員を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上を図ることにより、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていきます。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容の利用者や地域住民への周知方策等

広報紙や「子育てポータルサイト」「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」等を活用して、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図ります。

また、各放課後児童クラブ間の連携に努めるとともに、類似事業である「放課後子ども教室」などの利用案内も行います。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」に審議を諮り、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、5年間の計画的な取り組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を庁内で点検し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料編

資 料 編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例・委員名簿等

○袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成25年9月27日条例第30号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 子育て支援会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（略）

○袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領

（設置）

第1条 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施することを目的とし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく次世代育成支援行動計画を子育て応援プランとして一体的に策定するにあたり、検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- （2） その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年6月24日から施行する。

（失効）

- 2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

- （1）福祉部長
- （2）企画課長
- （3）財政課長
- （4）総務課長
- （5）資産管理課長
- （6）市民活動支援課長
- （7）健康推進課長
- （8）地域福祉課長
- （9）障がい者支援課長
- （10）高齢者支援課長
- （11）子育て支援課長
- （12）保育課長
- （13）商工観光課長
- （14）都市整備課長
- （15）土木管理課長
- （16）土木建設課長
- （17）教育総務課長
- （18）学校教育課長
- （19）生涯学習課長
- （20）体育振興課長
- （21）社会福祉協議会事務局長

○袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期 令和元年5月23日～令和3年3月31日

NO	氏 名	所 属 等
1	井上 美鈴	清和大学短期大学部
2	福原 祐子	千葉県君津健康福祉センター 地域保健課
3	小貫 篤史	木更津警察署 生活安全課
4	小熊 良	千葉県君津児童相談所
5	江澤 孝	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	柳瀬 芳枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員
7	小林 清子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	福島 桜子	児童サービスセンター (社会福祉法人千葉県社会福祉事業団)
9	田中 直子	NPO法人子どもるーぷ袖ヶ浦
10	高橋 悦子	そでがうらこども館
11	清水 和也	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
○ 13	武井 千尋	みどりの丘保育園
◎ 14	和田 操	NPO法人キッズパレット
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	夢田 令子	J A きみつ女性部
17	寺田 陽一	連合千葉南総地域協議会
18	鈴木 美由紀	保護者推薦委員
19	谷本 有美	保護者推薦委員
20	松下田 美幸	公募委員

◎：会長 ○：副会長

2 計画の策定経緯

時 期	策定経緯・検討事項
平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年度第 2 回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 子育て応援プランの進捗状況について (2) 子育てアンケートの結果について (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について (4) その他
10 月 31 日 ～11 月 20 日	袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査） の実施
平成 31 年 1 月 29 日	平成 30 年度第 3 回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果速報について (2) 放課後児童クラブの整備状況について (3) その他
3 月 7 日	平成 30 年度第 4 回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について (2) その他
令和元年 5 月 20 日 ～6 月 7 日	令和元年度子育てアンケート調査の実施 ※毎年度同時期に実施
5 月 23 日	令和元年度第 1 回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 子育て支援施策について (2) 次期「子育て応援プラン」の策定について (3) その他
7 月 19 日	令和元年度第 1 回 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会会議 (1) 袖ヶ浦市子育て応援プランの策定について (2) 子どもと子育て家庭を取り巻く状況について (3) 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題について (4) その他
7 月 25 日	令和元年度第 2 回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 平成 30 年度子育て応援プランの進捗状況について (2) 次期計画策定に係る課題の整理等について (3) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について (4) 幼児教育・保育の無償化に関する概要について (5) その他

時 期	策定経緯・検討事項
8月16日	令和元年度第2回 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会会議 (1) 次期計画の骨子案について (2) 量の見込み及び確保策について (3) 次世代育成支援行動計画事業作成について (4) その他
10月10日	令和元年度第3回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 次期計画の骨子案について (2) 次世代育成支援行動計画に係る計画事業について (3) 教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について (4) その他
11月11日	令和元年度第3回 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会会議 (1) 袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）について (2) その他
12月13日	令和元年度第4回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）について (2) その他
12月23日 ～1月22日	袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）（案）に関するパブリックコメントの実施
令和2年 2月20日	令和元年度第5回 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (3) その他

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）
〔次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画〕

発 行 令和2年3月
企画・編集 袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
電話 0438-62-2111（代表）